明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八三）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務三二二）　二
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二四三）　三
○千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の附属書の一部の改正に関する件（同二四四）　四
○プノンペン前期中等教育施設拡張計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四五）
○保安林の指定をする件（農林水産九九六～一〇〇一）
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同一〇〇二）
○高速自動車国道に関する件（国土交通七四〇）
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同七四一）
○登録検定機関代表者変更（気象庁五）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四二）
○道路に関する件（東北地方整備局一〇九～一一一）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（同一一二）
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（近畿地方整備局一三六）
○道路に関する件（同一三七）
○登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（中国地方整備局一三五）
○道路に関する件（北海道開発局一〇二、一〇三）
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局四九）　五

〔国会事項〕
公害等調整委員会　法務省　財務省　六

〔人事異動〕
内閣　六

〔叙位・叙勲〕
官庁事項　七

〔官庁報告〕
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
産　業　八
日本工業規格（経済産業省）　八
国家試験
平成二十六年公認会計士試験論文式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　八

〔資　料〕
機械受注統計調査報告（平成二十六年五月）（実績）（内閣府）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
平成二十五年度刑務共済組合の決算関係　二九
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他

省　令

○厚生労働省令第八十三号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十二条の二第一項及び国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十四条の十第二項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（被扶養配偶者でなくなったことの届出）

第六条の二の二　法第十二条の二第一項の規定による届出（第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が第二号被保険者でなくなったこと又は第三号被保険者が法第八条第四号若しくは第九条第一号に該当するに至ったことによる届出を除く。）は、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクに、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを機構に提出することによって行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　被扶養配偶者でなくなった年月日及びその理由

三　基礎年金番号

四　配偶者の氏名及び生年月日

五　配偶者の基礎年金番号

2　第三号被保険者であった者の配偶者である第二号被保険者が、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条第二項の届書（当該第三号被保険者であった者が当該第二号被保険者の被扶養者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項に規定する被扶養者をいう。）でなくなったことによる届書に限る。）を機構に提出したときは、前項の届書又は光ディスクの提出があったものとみなす。